

## 第 166 回浜田市教育委員会定例会議事録

日 時：平成 31 年 3 月 19 日（火） 13：30～15：15

場 所：浜田市役所北分庁舎 2 階会議室 1

出席者：石本教育長 藤本委員 宇津委員 金本委員 花田委員

事務局 佐々木部長 古森課長 湯浅室長 市原課長 牛尾室長

村木課長 長見所長 外浦課長 村瀧室長

原田分室長（欠席） 佐々尾分室長（欠席） 三浦分室長（欠席）

小松分室長（欠席）

書記：日ノ原係長 皆田主任主事

### 議事

#### 1 教育長報告

#### 2 議題

- (1) 公民館職員（主事）の選任について（資料 1）
- (2) 平成 31 年度公民館職員（館長・主事）の選任について（資料 2）
- (3) 浜田市文化財の指定について（資料 3）
- (4) 浜田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について（資料 4）
- (5) 浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程について（資料 5）

#### 3 部長・課長等報告事項

#### 4 その他

- (1) 平成 31 年度入学式・入園式出席者一覧について（資料 16）
- (2) その他

#### 1 教育長報告

石本教育長

3 月に入り、中学校から小学校、それから幼稚園において卒業式、卒園式が続いていたが、今日の雲城小学校と弥栄小学校を最後に全ての学校、幼稚園で終了した。委員方、そして管理職の皆さん方には色々と手分けをしてお協力いただき本当にありがとうございました。お世話になりました。

今年度最後の定例会である。今年度も委員方にあらゆる面からのご指導をいただき、教育委員会もなんとか 1 年間を終えることができようとしている。しかしながら、2 年連続で教員の酒気帯

び運転による懲戒免職者を浜田市内の学校から出したということは、もちろん本人にも大きな責任があるわけだが、学校の管理職、それから教育委員会の指導も、もう1度見直さなければいけないところがある。そういったことが起きてしまったことに対して大変申し訳なく思うと同時に、委員方にも大変ご迷惑をおかけしたと思っており、改めてお詫び申し上げる。申し訳ない。今後はこういったことが2度とない様に、学校現場でももちろん研修等についてしっかりと行っているが、教育委員会も機会がある度に色々と学校に対する指導を強めていきたいと思っている。引き続きよろしく願います。

それではお配りしている資料に基づいて1か月間を振り返る。

- ① 2月27日（水）165回浜田市教育委員会定例会（2階会議室）  
前回の定例会を2月27日に開催した。
- ② 3月1日（金）平成30年度末教職員人事異動・内示（転居を伴う異動など）  
先ほども申したが、3月1日に転居を伴う異動の内示があった。小中学校合わせて56人の先生にこの時点で内示を行っている。
- ③ 3月2日（土）浜田高等学校卒業式（浜高体育館）  
これは市長代理で出席した。浜田高校の卒業式に10年ぶりくらいに出たのだが、丸々2時間かかる。定時制、通信制の卒業生もそれぞれ答辞を読まれるので、そういった関係で丸々2時間かかるのだが、以前も感じたが、定時制に通っておられる人は本当に苦勞をして卒業される方が多い。今年、答辞を述べた方も鹿児島出身の方であったが、鹿児島の時に事情があつて高校を中退され、結婚して浜田市に来られて、その後、子育ても一段落して、やはり高校は卒業しておきたいと、定時制に通われて卒業されたということで、苦勞話をされた。やはり感動的な内容であつた。高校卒業というのは当たり前のように思っている人が多いと思うが、そういった苦勞をされて卒業される環境の方もおられるということもつくづく感じて、頭の下がる思いがした。
- ④ 3月9日（土）卒業式（一中、四中、浜田東中、弥栄中、三隅中）  
3月9日から卒業式が始まった。私は第一中学校と旭中学校に出席させていただいた。その後小学校にも行ったが、小学校

金本委員  
石本教育長

も中学校も卒業式は皆落ち着いて、立派な卒業式であったと思っている。また、委員方にも出られたところでお気付きの点があれば、後ほどまたお聞かせいただければと思う。

⑤ 3月12日(火)第16回全国ホープス選抜卓球大会出場報告(教育委員室)

国府小学校6年生の天津さんが6年生以下の部、それから3年生の天津さんが3年生以下の部で、それぞれ県の予選で優勝されて全国大会に出場されるということである。3年生の天津さんは、昨年と一昨年も出ておられる。小さい時からずっと卓球を頑張っておられる。お姉さんは、中学校は浜田東中学校に行つて卓球をされるのかと思つたら、益田中学校に行くという話をされた。というのも、卓球は明誠高校が非常に強く、明誠高校の岸監督は全日本の代表チームを監督される様な優秀な指導者ということである。

女子の監督か。

そうである。そして、先生のところに中学生が10人くらい下宿するそうである。下宿をして、中学校は益田中学校に通うのだが、その岸先生の指導を受けてほとんどが明誠高校に進学し、そのまま卓球を続けるということであろうが、卓球をしたいがために益田中学校に行くということである。

そういえば、12月に中国電力の卓球部が、浜田市内の中学校の生徒を指導しに来てくれた時に、その中に1人、明誠高校出身の方がおられた。その人も広島の中学校を出たが、岸先生の指導を受けたくて明誠高校に来たという様な話であった。かなり多所から明誠高校に来ておられると感じた。それぞれ目標を持って一生懸命取り組むことはすごく素晴らしいと思うが、浜田市としては少しさみしいと思つたところである。

⑥ 3月13日(水)島根県公立高等学校一般選抜試験・合格発表  
社会教育委員の会緊急提言・市長へ提出(庁議室)

第30回都道府県対抗全日本中学校ソフトテニス大会出場市長表敬

3月6日に県内の公立高等学校の試験があつたが、その発表が3月13日にあつた。浜田近辺の学校は全て定員を割り込んでいるが、やはり、ある程度の基準に達していない生徒は入学を許可することは難しいということで、何名かがそれぞれの学校で不合格になつたという状況があつた様である。

それから同日、社会教育委員の会の緊急提言ということで、これは市長へ出されている。これについては、後ほどまた、生涯学習課から報告があるので中身は読まないが、今、公民館のコミュニティセンター化といった様なことが表に出ており、その辺のところに対する社会教育委員としての意見を市長に提出されたということである。

それからその下に書いている、第30回都道府県対抗全日本中学校ソフトテニス大会出場者の報告ということで、浜田東中学校の神田さんが来られた。神田さんは小学校の時から全国大会に何度も出場されているが、県の選抜チームに1年生ながら選ばれたということである。団体戦と個人戦があるのだが、個人戦で、3月25日から28日の間まで三重県伊勢市で行われる大会に出場される。

⑦ 3月14日（木）平成30年度末教職員人事異動・内示

先ほど転居等内示56名ということを上申したが、転居を伴わない異動を含め、今回全体で90名に内示を出したところである。90名というと、例年より若干少ないかも知れない。

⑧ 3月18日（月）教職員の人事権をめぐる問題検討会議小委員会（大田集合庁舎）

昨日、大田市で「教職員の人事権の移譲をめぐる問題検討会議小委員会」があった。これは松江市が教職員の人事権の移譲を県にお願いしている案件である。松江市の思いと、それ以外の市町村の思いは全く平行線のままである。4月の全体会でもう1度報告するのだが、このまま行っても話が進む様には考えられないので、どういうふうな打開策があるかということ、今度は小委員会が投げて全体会で相談しようとする昨日の会議は進んだところである。

簡単ではあるが、1か月間の報告は以上である。

今のところで、ご質問等があればお願いします。

質疑応答

金本委員

卒業式に4校と1園行かせていただいたが、その中で、第二中学校と岡見小学校、特に第二中学校で車いすの子どもがいて、階段を機械で上がるのを初めて見て、本人と学校と保護者の理解のうえでされたことなのだろうが、感動したというかそういう光景を初めて見させていただいた。

それと、岡見小学校で1人、緘黙症なのか、顔が上げられない子がいたが、声もあまり発しないのでピンマイクを付けて返事や呼びかけのセリフを拾って、何とか聞こえたということがあり、それも感動した。

石本教育長  
藤本委員 彼の委員方も何か卒業式の感想があればお願いしたい。

私は小中学校5校に行ったのだが、やはり、それぞれ良い部分があり、皆やり方が違う。しかし、それは統一する必要はないだろうから、違って良いかなと思っている。

一例を言うと、中学校であったが、来賓の方の名簿を見ると名前だけが書いてあった。どういう方か分からない。それはそれで良いかと思ってみるが、個人情報等のこともあるが、名簿だけいただいても全く分からない。いただいた意味があまりない感じである。肩書はあっても良いのではと思った。

石本教育長  
藤本委員  
金本委員  
石本教育長  
藤本委員 来賓名簿というのは保護者にも全員配られているのか。

配られていない。

席順である。

席順では来賓が座るところしか書いていないということである。

見たら枠があって名前だけが入っている。どういう関係の方かさっぱり分からない。個人情報ということがあるが、あまりそれが前に出すぎると、最後には名簿もなくなってしまうのではと思う。

金本委員  
藤本委員  
石本教育長  
花田委員  
石本教育長 紹介はあったか。

紹介はあった。紹介はあるところとないところがある。

卒業式は、大体に紹介があるのでは。

国府小学校はなかった。

運動会は開会式に行っても紹介がないところが増えてきたが、卒業式くらいはあると思っていたが、ないところもあるということか。

金本委員  
藤本委員 大きいところはない。

石見小学校もなかった。その割には来賓の人数が少ない。今日は最後に雲城小学校に行ったが、卒業生は31人であるが来賓は30人くらいおられた。

石本教育長  
藤本委員 そういうことはある。

30人の来賓といたら多い方である。第三中学校はもっとおられた。それはそれでありがたいことである。

石本教育長 子どもの数との対比で言うと、私は波佐小学校に行ったが、卒業生は3人だったが来賓は20人くらいおられた。

金本委員 岡見小学校もそうである。卒業生6人に対して来賓が20人であった。

藤本委員 それから、証書を子どもたちが授与される時、最初は名前を呼ばれて壇上に上がるのだが、証書を受け取る時には受けるだけで、そこでは名前の読み上げはない。校長先生は渡すだけである。壇上で一人ひとり名前を言われた方が良いのではないかと思った。

石本教育長 数が多いからかもしれない。

藤本委員 50人である。

宇津委員 せめて名前くらいは読み上げられてもよい。

藤本委員 第三中学校は115人いたが一人ひとり名前を読み上げていた。

石本教育長 第一中学校はクラス代表が1人ずつ出る。5クラスあるので5人だけというふうにしている。

花田委員 国府小学校は58名全員名前を呼んだ。その代わり来賓紹介は後で、紙面にてという様に言っていた。

石本教育長 普通は「第何号卒業証書、誰々、何年何月生まれ」と、そこまでは言って渡す。

金本委員 「何とかの課程を」などと言う。

石本教育長 それは最初と最後の方だけである。

藤本委員 私は驚いたのだが、第三中学校は115人であったが全員名前を呼んだ。こちらはちょうど50人であったが、名前を言うことはなかった。

宇津委員 その間はずっと静かなのか。

藤本委員 静かである。それぞれあるのかなと思いながら見させていた。

石本教育長 校長先生のお考えなのであろう。どこの学校も子どもたちの行儀は良かった。おそらく騒ぐ様なことはなかったと思う。私も第一中学校に行ったが、皆、大人しくしていた。

花田委員 国府小学校は、上から見ている子がいた。席がいっぱい空いており、何人かは、児童クラブの窓を開けて上に2人くらいいた。

石本教育長 昔、第三中学校でもあった。子どもの中には入れないが、卒業式の雰囲気は味わいたいというか、上から少し戸を開けて見ていたということは聞いたことがある。

藤本委員 それから、数年前にある市議会議員がスマートフォンを操作されていたという事実があった。それは市議会議長に申し上げたが、

	今回、そこまではいかないがスマートフォンを出されているのを見て少し気になった。操作されている時間は短かったが。市議会議員ともなればやはり、それなりの自覚を持っていただきたいと思う。
石本教育長	様子を写真で撮って SNS に載せるとか、そういうことをしている方がおられると思う。
金本委員	おられる。それは子どもの顔が映らない様にしている。
石本教育長	「どこどこの卒業式に参加しました。」という感じで載せる方がおられる。
藤本委員	そうであるなら、操作される時間が長かった。
花田委員	スマートフォンで何か見ていた。何をめているのかと思った。
藤本委員	私が見たのはそんなに長い時間ではなかったが、やはり少し気になった。それは議長には言わなくても良いと思うが。
石本教育長	また話がいくと思う。
	その他はよろしいか。
各委員	特になし。

## 2 議題

### (1) 公民館職員（主事）の選任について（資料 1）

村木課長	<p>浜田公民館の主事に次の者を選任したいので、社会教育法に基づく手続きをさせていただきたく、任命を求める。</p> <p>住所は浜田市長沢町、名前は藤戸千春さんで、3月1日から、年度更新もあるため3月31日までの任用の手続きである。タイミング的に事後承認ということで大変申し訳ないが、ご承認いただきたく求めるものである。</p> <p>内容については、元々、浜田公民館は2人の主事がいたが、そのうちの1人の大地本という職員が、12月から魅力化コーディネーターということで、高校の魅力化、または今、県が進めている教育の魅力化の専属的な業務を担うということもあり、後任の主事を探していた。その中で、今回、この藤戸さんに任命をするものである。よろしく願います。</p>
石本教育長	公民館との関わりであるとか、経歴は分かるか。
村木課長	特に公民館との関わりはない様であるが、地元に貢献したいという気持ちから、今回、申し出があったと聞いている。
金本委員	ハローワークからの紹介か。

<p>村木課長 石本教育長 藤本委員 村木課長</p>	<p>そうではない。職員と館長で探したということである。 ただいま説明があったが、ご質問等があれば願います。 住所が長沢であるから石見公民館ではないのか。 エリアで言うと石見公民館になるが、浜田公民館での勤務である。</p>
<p>藤本委員 石本教育長</p>	<p>承知した。 特にご意見がない様であれば、ご承認をいただくということによろしいか。</p>
<p>各委員 石本教育長</p>	<p>全会一致で承認 それでは、この件についてはご承認をいただいたが、なるべく事後承認にならない様、努めるように。</p>

(2) 平成 31 年度公民館職員（館長・主事）の選任について（資料 2）

<p>村木課長</p>	<p>来る 4 月 1 日以降の公民館職員、館長と主事の選任である。これについても、社会教育法に基づく、先ほどと同様の手続きを取らせていただきたく、提案するものである。 まず、裏面をご覧いただきたい。浜田市 26 公民館の一覧を載せている。特に、太文字でなく欄が塗っていない職員においては更新の申し出があり、教育委員会としても更新が適当であろうということで、本日提案したものである。 マーキング、または太文字のところについては退職の職員の後任を入れたものである。先ほどご承認いただいた、藤戸さんについてはすでに入っている。</p>
<p>石本教育長 村木課長</p>	<p>藤戸さんは 3 月からか。 3 月からである。申し訳ない。 以降、周布公民館の中村さん、大麻公民館の新田さん、今市公民館の原田さん、杵束公民館の大谷さん、三隅公民館においては、佐々木瑞枝さん。元々佐々木瑞枝さんは白砂公民館に勤務しておられたが、この度配置換えとなり、白砂公民館に新たに田城さんを任用するものである。 なお、退職者一覧についても、お手元の資料のとおりであるが、この度 7 人の方が、退職と言うか、更新をしないまたは辞職があったものである。 また、中には募集中というところがあり、本日間に関わらない公民館もある。雲城公民館のお一方と美又公民館のお一方については現在も自治区内、またはハローワーク等により募集中であるこ</p>



とをご報告しておく。随時、この定例教育委員会に追加提案していく。

石本教育長 新規のところでは雲城公民館の嶧田さんを飛ばされたが、2年前くらいにおられたことがあるのでは。

村木課長 ちょうど2年間、社会福祉協議会に勤めておられ、今回帰って来られた。

石本教育長 承知した。  
ただいま、生涯学習課から説明があった。ご質問等があればお願いする。

藤本委員 まず、パートと書いてある方が21名おられるが、パートの方はどのような勤務形態になるのか。

村木課長 勤務時間が短いということでパートとなっている。ここには具体的に書いていないが、40時間や60時間といった形である。嘱託職員は通常月131時間45分であるが、そこに満たない時間の勤務者をパートとして任用している。

藤本委員 重ねてお尋ねする。そのパートの方は、本来はパートでない方を求めているが、人員的に中々難しい部分がある感じなのか。本来はパートでなく、正規に主事として入っていただきたいということではないのか。例えば、今市公民館である。

村木課長 大変申し訳ない。藤本委員が言われる様に、今市公民館の2人については、本来であれば月131時間45分勤務の主事を求めているのだが、そこは中々勤務時間の折り合いが付かず、こういった形になった。

浜田自治区にあるパートというのは、これはどちらかというところ施設管理をするという意味合いのパートで、元々、パートで募集をかけて、パートで入っていただいているのが主に浜田自治区となっているが、旭においては、実は、市木の松原さんもずっとパートであるが、本来であれば月131時間45分の主事を求めているが、勤務時間を短くということがあり、この様な形になっている。

藤本委員 承知した。

宇津委員 お尋ねする。明後日、社会教育委員と我々教育委員との意見交換会がある。その時にも、若干触れられるきらいがあるが、このトータル91名の方の中で、社会教育主事の有資格者はどのくらいおられるのか。おそらくその話が出てくると思われるので、その辺りをつかんでおいていただければと思う。

石本教育長	おそらく 5、6 人おられる。
村木課長	この中だと 5 人である。
石本教育長	このメンバーであれば 5 人ということか。
村木課長	そうである。
石本教育長	承知した。
	その他はよろしいか。
各委員	特になし。
石本教育長	それでは、31 年度の公民館職員、パート職員の選任について事務局から示した案のとおり任命するということによろしいか。
各委員	全会一致で承認
石本教育長	それではご承認いただいたので、この様な形で進めていきたいと思う。
村木課長	ありがとうございました。
石本教育長	次回の時には募集中のところは大体決まっている見込みか。
村木課長	まだ全く情報が入っていない。
石本教育長	承知した。

### (3) 浜田市文化財の指定について (資料 3)

外浦課長	<p>12 月 17 日の定例教育委員会で、文化財 2 点について浜田市の指定文化財にということで諮問をしていただくということでご理解をいただいた。それを受けて、1 月 24 日であるが、文化財審議会に諮問したというところで、教育長に 3 月 13 日に最初の答申があった。その答申書の写しが資料 3 である。</p> <p>対象文化財として、古文書、旧浜田町役場文書（近世分）と、無形民俗である浜田大名行列奴の 2 点について答申があった。ここに書いているとおり、審議の結果、文化財 2 点について市指定文化財に指定することが適当であると認めるという内容のものである。</p> <p>2 番目に答申理由がある。まず、上半分が古文書の答申の理由になっている。町方文書と原井村の庄屋文書の 2 件あるが、それぞれやはり保存状態が良いということ、また、当時の屋敷、土地の売買状況、いわゆる土地の台帳だが、町の仕組みや行政の流れがしっかりと分かる内容であり、浜田藩の城下町の実態解明を進める史料として、学術上も貴重な内容である。</p> <p>それからその下の、大名行列奴については元々、松原町の祇園社、現在の須賀神社の祭礼行事であったものである。昭和 45 年</p>
------	--

から現在まで、浜田大名行列保存会によって、それ以降、毎年春に実施されており、今後とも地域的特色をもつ民俗行事として重要であるということが特に認められており、今後も保存継承されるべきものとされた。以上2点ほど、市指定文化財に相当であるという内容であった。

それぞれの詳しい答申内容は資料をご覧ください。

石本教育長

1月23日に教育委員会から文化財審議会に諮問を出した2件について、今回、13日付で答申があったところである。そこにある様に、旧浜田町役場文書50点と、浜田大名行列の奴の2件について市の指定文化財に指定することは適当であるという答申をいただいたという説明であった。

この説明についてご質問等あればお願いします。

大名行列の奴についてはずいぶん前から指定をお願いするという様な意見が出ていたのだが、中々資料が集まらないということがあり、指定ができない状況が続いていた。JC（浜田青年会議所）が中心となってやっておられるのだが、その辺のところも資料を探されたりして、ある程度の内容を示す様な資料も確保できたということで、審議会に諮らせていただき、審議会から意見をいただいた。ただ、審議会のだけではなく、専門の先生を呼んできた。どこの先生であったか。

外浦課長

大田市の鳥井小学校の多田先生である。

石本教育長

その先生に来ていただき、現物を見てもらったり、歴史については確認をしていただき、お墨付きをいただいたとのことである。ちょうど今年が開府400年であるので、そこに間に合ってタイムリーであったと思う。

宇津委員

この資料を見させていただいて、全国でこういった指定を受けている箇所は511とある。そのうち島根県で、今、指定を受けた2ヶ所を含めて6ヶ所である。これは、それぞれ市の指定のレベルなのか、それともこの中に県指定というものもあるのか。

外浦課長

そこははっきりと把握していない。津和野町は町の指定をしている。

石本教育長

今後、県の指定になる可能性もあるのか。

外浦課長

可能性もないことはない。

金本委員

しかしほとんどが石見部である。日原の奴が津和野に残っている。

石本教育長

その他ご質問はよろしいか。

各委員 石本教育長	特になし。 それでは審議会から答申があった様に、この2件について市の指定文化財に指定とするということによろしいか。
各委員 石本教育長	全会一致で承認 では、この2件について新たに市の指定文化財に指定するということによって決定させていただく。ありがとうございました。

(4) 浜田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について (資料4)

村木課長	規則の改正である。浜田市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則である。目的と理由であるが、これは2月の定例教育委員会でも、旧有福中学校である浜田市立国府公民館有福分館を、旧有福小学校へ移転する工事のご報告をさせていただいたが、昨日、工期を迎えた。まだ、検査等あるが完成したということもあり、機能を移すために位置の改正を行うものである。よって、今回の改正は、住所の変更のみである。現在の下有福町26番地1を同町の20番地1に改めるものである。平成31年4月1日から施行するもので、同日をもって有福分館の位置を移転したいと考えている。
------	--

なお、前日の3月31日であるが、地元の人と教育委員会とで小さな巖かなものであるが、開所式をして、内覧をする予定としている。

石本教育長	ただいま、規則の一部改正に関する説明があった。これは、有福小学校が国府小学校と統合して新たな国府小学校になっているが、その時の地元要望ということで、国府公民館の分館を、現在は旧有福中学校にあるが、それを有福小学校に移してほしいという要望に基づいて、若干の整備を行って場所を移動するというところで、4月1日からここで新たな業務を開始するわけであるが、その住所変更である。
-------	--

改修については、教育委員会もちろん改修に当たったのだが、地元でも、実は自治会のお金があるそうで、1部屋板張りにしたいというところがあり、その改修については地元の方から負担してやらせてほしいという強い申し出があり、改修させてもらっている。地元の要望ではあるが、地元の協力も得ながら、完成したということでご紹介させていただく。

これについてはよろしいか。

各委員	全会一致で承認
-----	---------

石本教育長  
村木課長

では、この規則改正については承認された。  
ありがとうございました。

(5) 浜田市教育委員会に属する県費負担教職員の訓告等取扱規程について  
(資料5)

市原課長

資料5の1枚目に説明資料、その次に取扱規程の(案)ということ  
で併せてご覧いただきながらと思っている。

まず、説明資料である。この規程を制定する目的・理由である  
が浜田市立小・中学校に勤務する県費負担教職員の懲戒処分を行  
うまでには至らない場合の、法的根拠のない違法行為である非違  
行為や、法律に違反する一般的に犯罪と言われるものに相当する  
多くの違法行為、合わせて非違行為といったものに該当する行為  
を行った教職員にその責任を自覚させ、以後の職務履行の改善、  
向上を図るための指導、監督を行うための措置にあたり、矯正措  
置にかかる取扱事項を定めるといったものとしている。

この規程については、1条から6条までの構成として、次の条  
文に記載しているところである。条文ごとに少し説明させていただ  
く。

まず、2条のところである。説明の資料では4概要の1、条文  
については第2条のところを併せてご覧いただきながらと思っ  
ているが、第2条については訓告等の種類に分かれている。処分  
の重たい順に、懲戒処分を行うに至らない非違行為については、  
文書訓告、文書訓告を行うまでには至らない場合には口頭、口頭  
訓告を行うまでには至らない場合には嚴重注意というこの3種  
類の矯正措置という規程にしている。この矯正措置については、  
法律によるものではない。

次に、第3条の訓告の決定についてである。島根県教育委員会  
で定めている「教職員の懲戒処分及び公表の指針」を踏まえ、懲  
戒処分に至らない場合で矯正措置が必要と判断した時に、その内  
容の状況、影響、類似した事例等を参考にし、浜田市の教育委員  
会に諮って決定するという形の規程にしている。

続いて、第4条の訓告等の方法についてである。1番重たいも  
のは先ほども言った様に、文書訓告になるので、該当者がいた場  
合には訓告書という文書をもって措置をする。口頭訓告について  
は、口頭によって措置をする。口頭訓告にも至らない場合でも、  
嚴重注意という場合には、原則は文書での交付となるが、ケース

によっては口頭で行うことができるものと規程している。

それから、第5条についてである。訓告等記録簿であるが、様式等を定め、記録を管理することを定めている。施行期日は、平成31年4月1日としている。

最後に、備考欄についてである。資料5の裏面である。サービスの監督の根拠規程を記載している。その法的根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第1項に規程があり、「市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。」となっており、県費負担教職員のサービスを監督するのは市町村教育委員会であることを明記している。具体的には、県費負担教職員の任命権者は県の教育委員会であるが、これらの教職員が勤務する学校は市町村立の学校となっているので、その身分については市町村に属するという内容を示している。

以上が簡単な説明であるが、県内でこういった独自の規程を定めている市町村は、法令上検索したところによると、雲南市、津和野町であった。ただ、実際に内規等で定めているところについては確認できていない。

それから、具体的にどういったことがこの規程に該当する事例になるのかをネット検索等すると、例えば、処分されるには至らない交通違反を繰り返し行う職員がいた場合、それからこれも処分には至らないが、児童生徒に対して体罰を行った教職員がいた場合、変わった事例でいくと、屋内プールの水を10日間出っぱなしにしていたという管理上のことで適用しているであるとか、その他色々あるが、例で言うとそういった処分に至らないまでのところで、注意が必要な場合にこういった規程を定めて対応しているという内容ではないかと思っている。

石本教育長

ただいま説明があった。少し補足する。職員の処分というのは、懲戒処分というものがある。1番重たい免職、それから停職、それから減給、戒告といった4つがあるが、これは懲戒処分ということで、県費負担の小中学校の先生方は、その懲戒処分は県の教育委員会で処分されるということになる。その後、処分ではないが、サービス上の指導、監督上の指導というものがあり、今回その規程を定めたいということである。

これは、ほとんどの市町村で規程がなく、何かが起きた時に今までの前例と照らし合わせながら、どういった指導をするか決めるというのが今まで行われてきた対応であるが、段々と、やはり

規程がないといけないのではということで規程を作られる流れがあるので、今回、浜田市でも規程を作ろうということにした。

2月末に教職員の酒気帯び運転の関係で、酒気帯び運転をした職員は懲戒処分の免職ということになり、これは県の教育委員会で処分されたが、その学校の校長と教頭については懲戒処分ではなく、浜田市教育委員会でこの服務上の指導という形で文書訓告と口頭訓告といった指導をしている。その辺のところを、きちんと規程で決めようということが今回の提案の趣旨である。

ご質問等があればお願いします。

藤本委員  
宇津委員

良いことである。根拠のない状態より良い。

何か拠り所というか、判断の基準になるものがないと中々し辛い面があると思う。前例だけに頼るというわけにもいかない。そういう意味では非常に良い試みであるという気がする。

石本教育長

職員から懲戒処分が出た後、管理職を市町村で指導してほしいという時には、実は県から「この様な指導が適当である」という様な意見が来るのだが、そういったものも参考にして、今度からは浜田市の基準とも照らし合わせてという判断になる。

藤本委員  
石本教育長

良いと思う。

では、この件についてもご承認いただくということによろしいか。

各委員  
石本教育長

全会一致で承認

ありがとうございます。それではこの規程についてもご承認いただいたので、また手続等よろしくをお願いします。

### 3 部長・課長等報告事項

古森課長

行事等予定表（資料6）

3月9日から始まった卒業式が本日終わった。ありがとうございました。明日のところで、先ほどあった教育委員と社会教育委員の意見交換会があるので出席をお願いします。

石本教育長  
村木課長  
石本教育長  
村木課長

場所は中央図書館ではないか。

浜田公民館である。

以前は中央図書館であった。

以前はそうであった。申し訳ない、浜田公民館に訂正させていただく。

古森課長

それから、年度末の3月29日には、教職員退職者・辞令者辞令交付式があるので出席をお願いします。4月2日に教職員の

金本委員

新しい方の辞令交付式があるのでよろしく願います。

それから、また後の資料で出るが、4月8、9、10日のところで入学式と入園式がそれぞれあるので、出席の確認をお願いします。

今年は4月2日の辞令交付式は総合福祉センターであるのか。

古森課長

そうである。浜田公民館が選挙の関係で取れない。

石本教育長

そういうことで、4月2日は総合福祉センターである。

金本委員

承知した。

石本教育長

今あったが、3月29日の退職者の辞令交付式の後の昼食会であるが、式の時に私があいさつするので、昼食会の時には藤本委員にあいさつをお願いしたい。

藤本委員

承知した。

石本教育長

申し訳ないが、よろしく願います。

市原課長

平成31年度浜田市いじめ防止基本方針（資料7）

この基本方針については、浜田市いじめ問題対策連絡協議会において毎年見直しを重ねることになっており、平成30年度も去る2月15日の協議会で意見交換を行い、見直しのものを作らせていただいた。事前に小中学校、それから協議会のメンバーと推進委員会の委員にも改善策について資料をお配りし、新年度に向けて文言修正等の意見を求めて、整ったものである。

これまでの国の方針を受け、また、県のいじめ基本方針を参考にしながら毎年改正を重ねているものであるが、今回については、文言修正等が主なものになっているところと、県の方針で少し文言修正があったところで合わせたという辺りで、全部で16箇所を変更させていただいている。

特に文言の中では、色々な場所に「教職員」という言葉が出てきている。今までは「教員」ということになっていたが、いじめ相談の窓口になるのは教員だけではなく、事務職員等の教職員が窓口になっているということがあるので、「教員」というところを全て「教職員」と変えている。

それから2ページに、いじめの定義が枠囲みにしてあるが、その真ん中ぐらいに「人間関係」という文言があるが、これについては、「人的関係」という文言が使われていた。県でもこ



の文言が使われていたが、そこが変更になり「人間関係」という文言に変わっているので、そういったものの文言修正が何箇所かある。

簡単な説明であるが、そういったものを踏まえて修正したもので、来年度はこの方針で進めたく、用意させていただいた。

#### 浜田市中学校部活動ガイドライン（資料）

資料の別刷りをお配りしている。この資料については、1 ページの策定の趣旨等（3）にある様に、国や県でガイドラインや指針等を策定され、その様な中で、部活動の趣旨のところの3 本建てで書いている部活動の意義、部活動の課題、策定の趣旨というところを踏まえ、浜田市でもそういったものを参考にして部活動ガイドラインを策定した。

以下、休養日の設定のこと、それから運営に当たっての整備体制、適切な指導の実施、最後にその他という項目を挙げている。

まず、2 休養日の設定であるが、通常 of 学期中の休養日というところでは、枠囲いにしてあるが、週当たり 2 日以上は休みましょう、その内、平日は 1 日以上、土日は 1 日以上休みましょうというところが大原則であるが、但し書きとして、それが難しいという場合には、校長に許可を得て、次の場合も認めるとしている。第 3 日曜日のしまね家庭の日と、それ以外の 1 日を休養日として設けるのだが、年間で 100 日以上の休養日を設けるという但し書きを、浜田市としては加える形にしている。長期休業中の休養日は、土日については原則休むという形にしているが、大会、練習試合等は校長の許可を得て行える様な規程も設けさせていただいた。

2 ページの上であるが、(3) 浜田市共通の部活動休止期間ということで、昨年も各学校閉庁日というものを設けたが、平成 30 年度については 8 月 11 日から 16 日までの 6 日間を学校閉庁日にして、この間は休みとする。それから、冬季も 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間を休養日とする。それから、定期試験の前後のところの部活時間を定めることは各学校で設定しているという形にしている。ただ、昨夏の全国中学校体操大会の様な例がある場合については、また許可を得て自主練習等が実施することができるという規程にしている。

活動時間については平日は2時間程度、休日は3時間程度を目安とする。ただし、試合等がある場合には事前に許可を得てという形の規程にしている。

このガイドラインに従って各学校で部活動の活動方針を策定していただき、実施に当たっては活動計画、それから実施の実績を作成して校長に提出する。その実績については学校から教育委員会にも提出するという形で、年2回の報告を行っていただくということにしている。

また、学校で作った方針、計画等については保護者に周知するためにもホームページにも掲載を行うという形にしている。

実施に当たっては、子どもたちの健康管理と、それから体罰等は絶対にしないということを徹底していくこと、実施に当たっての生徒の体調、安全面については十分に配慮するとしている。最近はケガ等もあるので、それについては十分に配慮する様な規程にしている。

最後の3ページのその他についてである。このガイドラインについては平成31年4月1日から施行するが、この1年間については試行期間ということで、必要に応じてこのガイドラインについては見直しもしていくという形にしている。

牛尾室長

#### 第11回(3月)市校長会資料レジュメ(資料8)

3月の浜田市の校長会で校長に示したものである。

まず、1つ目に来年度の市教委の事業について説明した。3ページをご覧いただきたい。来年度の学力向上対策事業(案)として予算が確定したので示した。変更点だけを説明すると、家庭学習ノートコンテストであるが、浜田市全体のコンテストは5年間行ってきて、今、小中学校区でのノートの展示等が行われているので浜田市全体としてのコンテストは終了である。それから、メディア対応の適正化、コア・ティーチャーの育成についてである。コア・ティーチャーというのは福井市の教育に学ぶ研修であるが、5年間行い、終了ということにした。他の事業は、必要なものであるということである。

裏面の4ページをご覧いただきたい。5の読書ノートの購入であるが、今まで、小中学校の児童生徒全てに読書ノートを配付していたが、今、発達段階であるということ、小学校の1、2年生は1番入門の時期で大切であるということ、1、2年生に

配付ということに絞った。それから7が新規である。この後また説明するが、2020年頃からプログラミング教育というものが小学校に入ってくる。そういったことで、まずは予算取りが必要ということもあり、教材を確保したいということを示した。また来年度、4月になって校長、管理職が変わったところでその説明をしていく。

レジュメに戻って、2 プログラミング教育の推進についてをご覧いただきたい。先ほどのプログラミング教育の推進ということであるが、2020年度から小学校でプログラミング教育が導入される。その導入に当たり、導入当初、来年度が前年度となるが、2020年度、2021年度の導入当初については浜田市統一の推進計画を作って、取り組みたいと考えている。来年度は準備期間ということもあるが、校長会等、またはプログラミング教育の推進委員と相談しながら、計画案を練っていく。そして、プログラミング教育の教材等の研修を行って、小学校の高学年については接続授業も行っていくということである。

5 ページをご覧いただきたい。ここに浜田市のプログラミング教育の案ということで、教育委員会で作った。育てたい力はどのような力なのか、文部科学省から示されているもの等を参考にしながら作成したが、この教科でしなさいということは示されていない。教科で実施するということは、最初の段階では教科の目標達成ということが必要であるので中々難しいであろうということで、生活科、総合的な学習の時間でまずは数時間ずつ組み込んでみようということでこういうプランを作っている。これを来年度、校長会等で相談しながら、浜田市共通のものを詰めていくということを示したところである。

レジュメに戻り、3 県学力調査結果の概要についてである。これは資料がないのだが、まず、授業改善は各学校で取り組み、進んでいるということを中心に評価している。しかし、それが学力調査の結果として出てこないということがあるが、その大きな理由として家庭学習の時間、そして内容をもっと充実しなければならないということと、メディア利用の適正化を再度強力に取り組んでいく必要性をここで伝えた。

それから、レジュメの4 浜田市小中学校管理規則の一部を改正する規則ということで、2月の定例会で示して了承いただい

たものであるが、日曜日及び土曜日の休業日に授業を設定することができるようにするという規程の整備をここで行っている。

それから、5 来年度の学級経営のスタートのためにということで、学校全体で共通に動くためにということで資料を配った。というのも、学力向上と言っても児童生徒にとっては学級や学校が本当に一番安心して安全で信頼関係をもったところであるということが、大変重要である。そのためには、学級づくり、学級経営が大切である。ひし形の1番下であるが、学力向上の基盤は学級集団づくりであると言われている。しかし、これは教師の個人的努力に任されているのが現状である。そのため、今や学級経営は各担任に全て任せるのではなく、「チーム学校」として最低限のここまでは揃えていきましょう、ここまでは学級づくりの筋道を揃えていきましょうということが必要になるということを伝え、その資料になればということで、11 ページからの資料を配布した。おそらく、どこの校長も重々分かっていることで、この春休みに担任が決まり、校務分掌に載ると、担任が決まった先生はどういう学級づくりをしようかと構想を練る。その時の資料になればということで、この資料を配った。

#### 平成 30 年度浜田市小中連携教育実践の概要（資料 9）

浜田市の取組でもう 1 つ大きな柱があり、小中連携教育というものを進めている。これは実践の概要版のリーフレットである。まず、それぞれの中学校区に、主にこれを重点的に取り組んだというものを出示してもらい、それを紹介するものである。

平成 30 年度は、平成 28、29、30 年度と第二次の計画ができてからの前半部分が終わったところであるので、最後のページで平成 28 年度から平成 30 年度を振り返ってということで、目標値となっている 6 項目について現状はこうなっている、その中で課題はこうである、ここは今伸びているという辺りを載せた。

これは、全ての児童生徒に配付し、保護者に読んでもらう様にしており、教職員にも配っている。それから、公民館にも地域の方ということで 10 部ずつ配布した。全ての報告書はまとめ中であり、またお示しする。

平成 31 年度 浜田市小学校外国語活動に係る基本方針（案）  
（資料 10）

今年度と来年度が完全実施になるまでの先行実施になっているが、基本方針を示した。

まず、1 についてである。来年度も、今年度に引き続き 3・4 年生は年間 35 時間、5・6 年生は年間 70 時間の外国語活動を行う。

それから 3 についてである。授業はあくまでも学級担任が中心になり、そこに ALT あるいは外国語サポーターが担任をサポートする体制をとるということである。そして、ALT または外国語サポーターは週に 1 回配置を行う。

それから 5 研修についてである。今年度も全ての学校で、外国語活動の研修を行った。来年度は、年 1 回行うのだが、今度は授業を中心に行ってもらい、全教職員がその授業を見て校内研修をしていく。今年度は授業公開なしで、どういう指導ができるかという研修もあったが、来年度は授業を中心に校内研修をしていく。1、2 年担任もいずれ、高学年の担任になることがあるので、全教職員の研修を来年度も行い、そして次の完全実施に移行できる様にということである。

村木課長

金城自治区公民館連絡協議会に郷土石見文化賞について  
（資料 11）

内容としては 9 月のことであるので、半年前である。中身というか、13 年前からこういう取組をしているという紹介をさせていただく。このふるさと学習会は、毎月 6 つの公民館が順番にテーマを定め、学習するもので、まさに学びから機運を醸成し、そして地域づくりにつなげるという大人のふるさと教育である。

平成 30 年度の一覧をご覧くださいと、左に日にち、真ん中に内容と講師、右に担当公民館とある。ちょうど 6 つあるので、1 つの公民館が 2 つのテーマを定めて 13 年間、掛け算すると 156 のテーマをずっとやってきている。このふるさと教育は歴史関係が多い様な気もするが、そうではなく、地域の課題を狙ったものもある。

4 月は防災から始まり、5 月は歴史、6 月が地元の若者が考える農業について、それから 7 月は島村抱月、8 月の新聞と地域

では実際に鎌田剛さんという記者の方を招いての話、9月は、今田さんという以前定住財団におられた方に地域デザインの話をしていただいた。それから10月は実際に外へ出て、ケーブルテレビの本局を見に行った。11月は金城に生きるということで、金城の園芸家の方に講師をしていただいた。12月は開府400年記念、1月はカメラを通した世界、2月は人口減少、3月は明日であるが、島根中央高校の新田監督を招いての魅力というテーマのお話である。

こういった多種多様な大人の教育をするところが、まさに公民館ではないかと思っている。これは今日は紹介であるが、来年以降も会員だけでなく、他の自治区もこういった連携的な事業をしているので、その折々にご紹介していきたいと思う。今日は金城自治区の紹介をさせていただいた。

公民館のコミュニティセンター化に対する緊急提言～社会教育を基盤とするコミュニティセンター化に向けて～（資料12）

最後に申し上げて申し訳ない。これは明日、浜田公民館で行われる意見交換会の提言書である。先日、提言があり、具体的な内容は明日、社会教育委員からご説明させていただく。内容的にはまさに今、色々と議論されている自治区制度のことから、公民館のコミュニティセンター化における取組のこと、更には5年前に提言した公民館のあり方や目指す姿、それから中にはコミュニティセンター化における社会教育の在り方や、まちづくり推進条例のことも少し触れている。さらに、センター職員のこと、センターの運営等も名称や部署など少し具体的に提言という形で入れている。

また明日、その辺の意見交換をしていきたいと考えているので、今日の説明はこのくらいにしておく。どうか明日、忌憚のないご意見をいただければと思う。よろしく願います。

元浜田藩士・小河秀太郎書簡の展示について（資料13）

図書館からの情報提供である。元浜田藩士小河秀太郎氏の書簡の展示である。兵庫県三木市の協力を得て、その写しができたということで、今回、開府400年記念の1つの事業として展示するものである。図書館に置いた書簡や、いわゆる歴史資料を展示することは中々ないことであるが、段々と、浜田市の拠

点ということで新しいことにも取り組みながら、また、今回の浜田市の政策である開府 400 年事業についても、図書館としても図書館の立場で関わりながら進めていきたいことの第 1 号である。4 月に入ったら、写真を拡大して、図書館に展示するという計画があるので、是非お越しいただければと思う。

外浦課長

浜田城跡（二ノ門）発掘調査現地説明会（資料 14）

現在、城山公園整備事業に合わせて浜田城跡の発掘調査を実施している。今年度、二ノ門の調査を実施しており、二ノ門の自焼退城の状況を具体的に示された焼土層、焦げた土等や被熱した、焼けた陶磁器、瓦などが出土している。

そういったことから、今回、3 月 24 日（日）に現地説明会を行って皆さんにご覧いただきたいということである。10 時と 14 時の 2 回に分け、雨天中止、少雨決行で行いたいと思っている。集合場所は、浜田市勤労青少年ホーム前ということである。

裏面をご覧いただきたい。今回の発掘現場の調査写真である。上段の写真について、右に向かってずっと上がっているが、その途中の二ノ門のところである。左側の少し暗くなった四角い部分の奥が、礎石である。ちょうど、下段の写真がその礎石と、その上に炭化した柱が残っている。年輪も若干見える。すべてというわけではないが、そうしたものが残っている。真ん中の写真であるが、上段の写真で言うと右側のところである。真ん中の写真で言うと、右側に礎石がある。浜田藩が最後に自焼退場した、それを示す様なもので、二ノ門は絵図で確認できていたが、実際にこうしたところで存在が確定されたということ、大きさははっきりしないが、そうしたところで貴重な成果ではないかということで、今回説明会を行うものである。

日ノ原係長

「かなぎシェアハウス成果報告会」アンケート集計結果（資料）

本日、金城分室長が欠席であるので私から紹介させていただく。

先月の教育委員会定例会で紹介があった、かなぎシェアハウス成果報告会の関係である。一般参加者 75 名のうち、アンケート協力者ということで 57 名の方にアンケートをご記入いただき、この度、集計結果が整ったのでご報告する。

住所、年齢等の基礎情報があり、裏面に報告会の内容がどう

であったか、大学生が身近に暮らすことで今までより変わったと感じること、具体的なことで言うと、地域の連帯がより深まったであるとか、地域行事の賛同者が増えて地域活動が活発になったという意見をいただいた。

また、右側については金城の魅力マップの関係の追加項目、また、裏面の問6であると、この報告会に参加して印象に残ったことや感じたこと、また、今回卒業したので、後輩に引き継げば良いことを記入していただき、自由記述という形で列挙してあるのでまたご覧いただければと思う。

石州半紙・石州和紙を題材とした「ふるさと教育」について  
(資料)

三隅分室長も欠席であるので、私から紹介させていただく。

おそらく、ちょうど1年前の3月の教育委員会定例会の時に、口頭報告で三隅分室長から、昨日、楮の苗の植え付けを行ったということで、それがテレビや新聞に出るかも知れないという報告があったことを記憶しており、それから、刈り取り、剪定、原木剥ぎ、黒川そぞりということ踏まえて、卒業証書すきということで、実際の卒業証書として制作を行ったというこの1年間の活動の取組の報告になる。

上が取組内容、下に写真が載っているのでご覧いただければと思う。

石本教育長

以上資料のあるところについては報告いただいた。資料がない課で報告事項等あるか。

各課長

特になし。

石本教育長

それでは、今までの報告の中で委員方からご質問等あればお願いします。

質疑応答

藤本委員

資料7の浜田市のいじめ防止基本方針についてである。これは、見直し分ということで作成されたということであるか。

市原課長

そうである。

藤本委員

これはもちろん各学校へ配布するか。

市原課長

もちろんである。

藤本委員

基本方針に出ているプレートは今まであったものか。



市原課長  
藤本委員

そうである。

私は非常に良いことだと思い、自分では評価しているが、学校へ行くと、どこかに置いてあるだけであまり重要視されていないところもある。せつかくいじめ防止に一生懸命取り組んでいるのに、片一方では反応が薄い様な感じがするので、そういう意見が出ていたということをもたまた何かの機会に言っていただいた方がよい。このままではいつまでたっても変わらないと思う。

金本委員  
石本教育長

入学式の告示にもこの文言がある。

これも設置してから5年が経った。少しまた思考を変えて、ただ、文言は同じで良いと思う。違うものを作って各教室に貼るとい様な、目先を少し変えていかないと子どもは飛びついてこないかもしれない。また検討する。

藤本委員  
牛尾室長

よろしく願います。

各学校、原則は教室の中の見えるところに掲示しようということにはしているが、徹底していないところもあるかもしれない。

藤本委員

学校訪問の時に、そこを視点にして見るのだが、あまり置かれていない学校もあり、もう少しポイントを置いて掲げていただければ良い。ただ、掲げただけでなく、毎日でなくとも1週間に何回かくらいはプレートを見て、先生が子どもたちに向かってこういうことのない様にしましょうという一言くらいあったら良いのかと思う。ただ、掛けてあるだけでは意味がないのではと思った。

続けてもう1つ、部活動のガイドラインについてである。1ページに2適切な休養日等の設定とあり、ここに枠囲みがあり、最後に年間100日以上休養日を設定すると書いてあるが、これでいくと休養日は年間100日以上になるのか。

石本教育長  
藤本委員  
石本教育長  
藤本委員  
石本教育長

120日くらいになる。

それでは年間3分の1ということか。

年間52週であるから100日くらいになる。

結局トータルでいくと100日は超えるということであるか。

これ以上に設定する様にとということである。これ以外にも、試験期間中の前後にも1週間の休みがあったりするので、そういうものを入れると、現実的には120日から130日くらいが部活動のない日になるというのが校長先生方の判断であった。

藤本委員  
石本教育長

承知した。

今のガイドラインが出たので思ったのだが、2ページの(3)の囲

み書きの中に、冬季学校閉庁日 12月29日から1月3日というのは、この期間は浜田市の規程で言うとどうなっているか。市役所もこの期間中は当然休みである。どういう表現が使っているか。おそらくこれは、学校閉庁日ではなく、違う表現があるのではと思うのだが。確認する様に。

市原課長  
石本教育長

承知した。

いずれにしてもその6日間は部活動を行わないということである。

その他はよろしいか。

いじめ防止基本方針の補足である。浜田市としてこういった基本方針を作るのだが、これに基づいて、各学校は毎年、同じ様に基本方針を作って、それを年度当初に教育委員会に提出していただくことになっている。

宇津委員

牛尾室長から、学力向上に関していくのは学級集団運営という話があったが、まさにそのとおりであると思う。学級集団ができ上がっていないのに、学力云々と言っても仕方がない。全てが学級集団づくりであると思う。その時に、担任に任せっきりのきらいも無きにしもあらずで、発想を変えて、あくまでも子どもが資本であるので、子どもが学校をつくるんだという発想でいくと、今のいじめの問題も絡めて指導ができるのではという気がする。もっと子ども中心に考えて、先生がつくるのではなく、子どもがどういう学級をつくるのかという辺りのプッシュの仕方を工夫した方が良いのではないか。その中にいじめの問題は当然出てくる。それが発生する様な学級集団というのは、とても学力云々というレベルよりも前の問題である。もっと子どもたちに関わらせて、自分たちの学級をどうしようかということをもっと前面に出してほしいという気がする。子どもは良い発想をしようと思う。その中に、いじめを食い止める要素も生まれてくる様な気がする。やはり「それはいけないよ。」と言える子どもをつくらないといけない。ややもすると、いじめた、いじめられたという該当する子どもだけに焦点が行きがちであるが、周りを取り巻く子どもたちをどう意識改革していくか、いじめを許さない風土をどうつくっていくかというのは非常に大事な部分で、その辺りは、子どもを中心に考えていけば中々良い発想をしてくれるのではと思う。

石本教育長

何かコメントがあるか。

牛尾室長	まさしく、学級づくり、学級運営が大事と言われるので、まずその教員の力量を高めていかなければいけないのだが、担任1人ではなく、一体となつての取組をしてほしいというのが課題である。
石本教育長	ありがとうございました。 その他はよろしいか。
各委員	特になし。

#### 4 その他

##### (1) 平成31年度入学式・入園式出席者一覧について（資料16）

日ノ原係長	前回の定例教育委員会の後に、教育委員会の出席者をご相談させていただいた内容を載せている。それ以外の学校については、教育委員会の管理職で調整させていただいた表となっている。 各管理職については、内示を受けてから各学校へ通知したいと思っている。
石本教育長	入学式と入園式に出席される皆様方が決まったので、学校等、再確認をお願いしたいと思う。よろしく願います。 決まっているところで間違いはないか。
各委員	特になし。
石本教育長	承知した。

##### (2) その他

石本教育長	事務局からその他何かあるか。
日ノ原係長	この後のところで、告示をお渡ししたいと思っている。
石本教育長	承知した。 委員方からご報告やご質問があれば願います。
各委員	特になし。

#### 次回定例会日程

定例会 4月23日（火）13時30分から 北分庁舎2階会議室

#### 次々回定例会日程

定例会 5月28日（火）13時30分から 北分庁舎2階会議室

15:14 終了